

少年法と憲法 21 条の関係

今井 英翔

- 1 はじめに
- 2 少年法 61 条について
 - (1)少年法 61 条の制定趣旨
 - (2)少年法 61 条の趣旨に関する 3 つの学説
 - (3)少年法 61 条の罰則規定
- 3 憲法 21 条について
 - (1)憲法 21 条の内容
 - (2)憲法 21 条の制定経緯
- 4 現状の両者の調整について
 - (1)一堺市通り魔殺人事件一
 - ①第 1 審(大阪地裁平成 11 年 6 月 9 日)判決
 - ②第 2 審(大阪高裁平成 12 年 2 月 29 日)判決
 - (2)まとめ
- 5 私見
- 6 おわりに

1 はじめに

少年法 61 条は「家庭裁判所に付された少年または少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」と規定している。これは少年の推知報道を禁止するものである。一方、憲法 21 条 1 項では「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」とある。これは表現の自由を保障したものである。これらの規定から、少年法 61 条の推知報道の禁止は、憲法 21 条が保障する表現の自由、特に報道の自由を制約する関係である。

しかし、少年のプライバシーや名誉が必ず報道の自由に優位するわけではなく、反対に報道の自由が絶対的に少年のプライバシーや名誉よりも優先されなければならないわけでもない。ここで重要となるのは「両者の調整がいかに適切になされるか」であると考えられる。

本稿では、少年法 61 条と憲法 21 条の制定趣旨、それに伴う判例や学説、さらには両者の現状の調整についても併せて検討していく。

2 少年法 61 条について

(1)少年法 61 条の制定趣旨

少年法 61 条の制定趣旨について、まず挙げられることは少年及びその家族の名誉・プライバシーを保護すると共に、そのことを通じて過ちを犯した少年の更生を図るためである。少年は可塑性に富み将来性があるため、名誉やプライバシーを保護する意義があり、さらに犯罪者を特定した報道は、社会的制裁の面が強くなることや、社会的偏見により本人の更生の妨げとなるため、それらを防止するということだ。ネット社会である現代において、少年についての情報が一度報道されてしまえば、すぐに世に出回り個人制裁等も考えられ得るため、なおさら重要である。

(2)少年法 61 条の趣旨に関する 3 つの学説

従来の学説には 3 つの理解がある¹。第 1 に模倣性説である。この説は、少年の名誉保護とともに、模倣・伝搬防止という一般予防的な理由を挙げる。第 2 に寛容説である。この説は、少年法 61 条は寛容の原理の所産だとされる。第 3 に刑事政策説である。この説は、少年法 61 条には少年の匿名性を確保することで少年の社会復帰を容易にし、特別予防の実効性を確保するという刑事政策的な狙いがあるとされる。

模倣性説は、この説を徹底するためには少年の同一性より、犯行の手口・態様の報道を制約すべきことになり、少年法 61 条の理解としては不正確であるとされる。また寛容説は、少年法 61 条が寛容というだけでは括れない社会防衛まで視野に入れた刑事政策的決断により採用されたことを見落としているとされる²。よって、刑事政策説が通説的見解とされている。

しかし、規制の趣旨を刑事政策という客観的な利益に求める限り、匿名性の保護の必要性がその時々々の社会情勢を反映した要請によって動揺せざるを得ず、立法による犯罪少年の推知報道の規制が大きな限界に直面し得ることは米国の議論状況からも明らかである。そこで、近時においては憲法 13 条の保証する人格権としてのプライバシー権に加え、憲法 13 条に内在し、憲法 25 条にも関わる生存権的人権の側面を持つ成長発達権を保障するためとする見解が主張されている。

¹ 福岡英明「少年事件報道をめぐる憲法問題」松山大学編『松山大学論集第 17 巻第 1 号』(2005 年)189 頁。

² 白取祐司「少年事件の報道と少年法」法律時報 70 巻 8 号 33-34 頁。

(3)少年法 61 条の罰則規定

少年法 61 条には違反した場合の罰則規定が存在しない。そのため、少年法 61 条に違反しても刑罰が科されることはない。つまり少年法 61 条は法的には強制力のない規定である。なぜ少年法 61 条には罰則規定が存在しないのかについては、憲法 21 条の表現の自由に配慮していると考えられる。このことから、少年に関する報道をするか否かは報道機関に委ねられていると言える。

3 憲法 21 条について

(1)憲法 21 条の内容

憲法 21 条は、市民の表現の自由を保障するが、これは、自由な言論の場を通じて主権者たる国民による民主政治を実現することを目指す日本国憲法の基本理念に基づくものである。つまり、憲法 21 条が保障する表現の自由には、市民が情報を自由に発信することだけでなく、情報を自由に受領すること、すなわち知る権利も含まれていると言える。そして、知る権利を確保するための手段である報道機関の報道の自由も保障されている。

(2)憲法 21 条の制定経緯

制定経緯について、マッカーサー草案では、結社の自由が「一般の福祉に反しない限り」という条件の下で、居住・移転の自由とともに定められていた。それを日本側が三月二日案において明治憲法 29 条(日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス)に倣い、「言論、著作、出版、集会及結社ノ自由」という形でまとめて保証するように改めた。この考え方が憲法改正草案要綱以降の諸案に引き継がれ、「集会、結社」と「言論、出版その他一切の表現の自由」とを同一の条文で保障する現行の形式となった³。もっとも、三月二日案は、ワイマール憲法を参照し、これらの自由に「安寧秩序ヲ妨ゲザル限ニ於テ」という条件を課する規定を設けていた。しかし、この提案を総司令部は「基本的な自由については、憲法上に除外例を設けることはなく、無条件で保障する規定としなければならない」という立場から拒けている。つまり憲法 21 条は、法律の留保なしに、この権利を保障しているということである。

³ 衆議院憲法調査会事務局「公共の福祉(特に、表現の自由や学問の自由との調整)に関する基礎的資料」基本的人権の保障に関する調査小委員会(平成 16 年 4 月)14 頁。

4 現状の両者の調整について

ここまでの章より、少年法 61 条の推知報道の禁止は憲法 21 条が保障する表現の自由を制約する規定であることがわかる。1 章で前述したが、少年のプライバシーや名誉が必ず報道の自由に優位するわけではなく、反対に報道の自由が絶対的に少年のプライバシーや名誉よりも優先されなければならないわけでもない。このことから両者は相容れない内容であると言える。では、現状の両者の調整はいかになされているのだろうか。現状の調整を考えるために、平成 10 年 1 月に起こった堺市通り魔殺人事件を採り上げる。

(1)一堺市通り魔殺人事件一

本事案の概要について、平成 10 年 1 月、大阪府堺市の路上でシンナーを吸引して幻覚状態に陥っていた当時 19 歳の少年が、通学途中の女子高生の服を掴み、背中等 4 か所を所持していた包丁で刺し、さらには現場から約 100m 離れた路上で幼稚園の送迎バスを待っていた女兒と母親の背中を刺した。女兒は死亡、女子高生と母親は重傷を負った。少年は現行犯逮捕され、家裁送致後、検察官送致を経て殺人罪で起訴され、懲役 18 年の有罪判決が確定した。その後、平成 10 年 2 月、月刊誌「新潮 45」(新潮社)誌上に、少年の実名、顔写真を含む記事が掲載された。すると、少年は実名報道した新潮社等に対し、損害賠償などを求めて民事裁判を提起した。本事案について、第 1 審と第 2 審で判断が分かれている。それぞれの判断について確認していく。

①第 1 審(大阪地裁平成 11 年 6 月 9 日)判決

第 1 審(大阪地裁平成 11 年 6 月 9 日)では、不法行為の成立を認め、新潮社に対して慰謝料 250 万円の支払いを命じた。他人に知られたくない私生活上の事実や情報を広く公表されないことにつき法的保護に値し、少年法 61 条の趣旨は、推知報道を禁止することにより、少年の有する利益の保護や少年の更生につき優越的な地位を与え強い保証を与えようとするものと考え、結論として「成人の場合と異なり、本人であることが分かるような方法により報道することが、少年の有する利益の保護や少年の更生といった優越的な利益を上回るような特段の公益上の必要性を図る目的があったか否か、手段・方法が右目的からみてやむを得ないと認められることが立証されない以上、その公表や不法行為を構成し、被掲載者は右公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができるというべきである⁴。」と判断している。つまり、第 1 審は少年のプライバシーや名誉、少年法の目的に重点を置いて判決している。

⁴ 大阪地裁平成 11 年 6 月 9 日家庭裁判月報 51 卷 11 号 153 頁。

②第2審(大阪高裁平成12年2月29日)判決

第2審(大阪高裁平成12年2月29日)では、プライバシー権や肖像権及び名誉権は、公共の福祉に反しない限り、最大限に尊重されるべきものとしつつ、表現の自由は、民主主義の存立基盤であるから、憲法の定める基本的人権の体系中において優越的地位を占めるものであると考え、結論として「少年法61条に違反した記事が報道されたとしても、そのことから直ちにその報道の対象となった当該少年個人について損害賠償請求権が認められるものではなく、表現の自由とプライバシー権等の侵害との調整において、表現行為が社会の正当な関心事であり、かつその表現内容・方法が不当なものでない場合には、その表現行為は違法性を欠き、違法なプライバシー権等の侵害とはならないというべきであるから、本件記事は、被控訴人の主張するプライバシー権等の侵害には当たらないと言わなければならない⁵。」と判断している。つまり、第2審は国民の知る権利(憲法21条)に重点を置いて判決している。

(2)まとめ

現状の調整について、堺市通り魔殺人事件の裁判要旨より「少年法61条が禁止しているいわゆる推知報道に当たるか否かは、その記事等により、不特定多数の一般人がその者を当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準にして判断すべきである。」とされている。

5 私見

私は少年法61条と憲法21条の調整について、報道によって少年が被る不利益と報道による利益を比較衡量し判断することで、調整がなされるべきであると考え。ここで考えなければならないのは、報道による不利益と利益とは何をもって判断するのかという事である。

まず報道によって少年が被る不利益について考える。私は不利益というのは、少年の社会復帰が困難になる事だと考える。少年の氏名や年齢、容ぼう等が報道され少年を特定できる推知報道がなされると、少年が更生しようとしても、報道されたことが足枷となり就労活動が困難になり得る。また社会復帰できなくなった少年は再犯に走る危険性が高いと考える。というのは令和3年の矯正統計⁶より、再犯をして刑務所に戻った人の中、72.3%が無職者

⁵ 大阪高裁平成12年2月29日判例時報1710号121頁。

⁶ 全国就労支援事業者機構「就労支援の必要性」

[〈https://www.sienasha-kiko.net/needs.html〉](https://www.sienasha-kiko.net/needs.html) (2024年1月3日閲覧)。

であった。これは成人と少年でパーセンテージに差は表れるが、傾向は似ると考える。以上より、私は少年の社会復帰が困難になることが不利益であると考ええる。

次に報道による利益について考える。私は利益というのは、推知報道をしてまで国民が知るべき内容であることと考える。その判断基準として犯罪が重大であるかという点と、社会の関心事であるかという点だと考える。ここで考えるべきことは2点ある。1点目に犯罪が重大と言えるか否かの基準は何か、2点目に関心事と言えるか否かの基準は何か、という点である。1点目の犯罪が重大であるか否かの判断基準について、私は殺人や強盗等の法定刑が重い場合に重大であると言えると考ええる。2点目の関心事と言えるか否かの判断基準について、私は犯罪が全国的なニュースとなる内容の場合に関心事であると言えると考ええる。

これらを踏まえて、報道による不利益と利益を比較衡量し調整すべきであると私は考える。

6 おわりに

憲法 21 条が保障する表現の自由は、国民による民主政治を実現することを目指す日本国憲法の基本理念であることから、安易に制約する規定ではない。しかし、少年を保護するとともに、更生を促し社会復帰を図ることも重要であり、それらを目的とする少年法 61 条も安易に制約する規定ではない。その為両者の調整がいかに適切になされるかが重要となる。

その調整について、報道により社会復帰が困難になるといった少年が被る不利益と、少年が被る不利益を考慮した上でも国民が知るべき内容であるといった利益を比較衡量することで、両者の調整を図るべきであると考ええる。